

# 平成 30 年度 社会福祉審議会資料

## 報告事項関連資料

1	平成 30 年度保健福祉部の重点方針	1
2	宮城県ゆずりあい駐車場利用制度（パーキングパーミット制度）について	10
3	第 7 期みやぎ高齢者元気プランについて	12
4	配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画(第 5 次)について	14
5	みやぎ障害者プラン・宮城県障害福祉計画について	15
6	ヘルプマークについて	18
7	被災者の心のケアについて	19
8	青少年行政の取組について	20



被災者の健康的な生活の確保と安心と活力に満ちた地域社会づくりに向けて

基本方針

被災者の生活環境と心身の状況の変化に対応しながら、引き続き、健康的な生活の確保を最優先に、医療・福祉サービス提供体制の確保や被災市町と連携した見守り活動、健康支援、子どもから大人までの切れ目ない心のケアなど、被災者が安心して暮らせるための取組を推進します。

また、保健・医療・福祉分野等の連携による地域包括ケアシステムの充実・推進、介護サービスや障害福祉サービスの提供体制の整備を図るとともに、子育て世帯に対する経済的支援等の子どもたちへの支援を着実に進め、震災からの復興とともに「宮城の将来ビジョン」の実現に向け必要な取組を推進します。

最重点項目

医療・福祉人材の育成・確保対策

- 職場環境の改善による医療・介護職の離職防止対策の推進 (主な事業：ロボット等介護機器導入促進事業、次世代介護事業経営者支援事業、病院内保育所運営事業)
● 医療従事者や保育人材・介護人材の確保・養成・定着と偏在解消 (主な事業：保育補助者採用推進事業、保育士養成事業、外国人介護人材資格取得支援事業)



ヘルプマーク

困難を抱える県民を共に支える社会づくり

- 日常の様々な場面で手助けを必要とする方々への支援 (主な事業：パーキングパーミット制度推進事業、ヘルプマーク導入普及事業、骨髄バンクドナー助成事業、アピアランス支援事業)
● 子育て世帯への経済的支援、貧困の連鎖を断ち切るための支援、障害者の地域生活を支える支援 (主な事業：乳幼児医療費助成事業、家計相談支援事業、てんかん地域診療連携体制整備事業)

誰もが活躍できる社会の推進

- 高齢者、障害者等がそれぞれの能力を活かすための支援 (主な事業：若年性認知症施策総合推進事業、みやぎシニアカレッジ運営事業、就労移行支援事業所機能強化事業)

重点項目

1 東日本大震災への対応

- (1) 被災者の生活環境の確保
● 被災者の住まいの確保への支援と災害公営住宅での支え合い体制づくりの支援 (主な事業：被災者住宅確保等支援事業、被災地域福祉推進事業)
(2) 安心できる地域医療の確保
● 被災者の健康支援、医療機関の機能強化と医療従事者の確保・養成 (主な事業：医療施設復興事業 (石巻・仙台)、新設医学部修学資金制度構築事業)
(3) 未来を担う子どもたちへの支援
● 子どもから大人までの切れ目ない心のケア、震災で親を亡くした子どもたちへの援助 (主な事業：子どもの心のケア地域拠点事業、東日本大震災みやぎ子ども育英基金事業)
(4) だれもが住みよい地域社会の構築
● 被災者の心のケア、被災地域の介護人材の確保・定着支援 (主な事業：心のケアセンター事業、介護保険施設業務改善支援事業、介護人材採用支援事業)



新仙台医療センター完成イメージ

2 子どもを生き育てやすい環境づくり

資料2-1

平成30年5月15日 社会福祉審議会配布資料

- 結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない支援による少子化対策の実施 (主な事業：結婚支援事業、周産期・小児医療従事者確保・育成支援事業、地域子ども・子育て支援事業)
● 保育所等利用待機児童の早期解消、保育人材の確保 (主な事業：待機児童解消推進事業、保育士確保支援事業)
● 要保護児童の自立支援の強化、児童虐待の防止対応の強化 (主な事業：ひとり親家庭等自立促進対策事業、児童虐待防止強化事業)

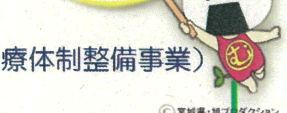
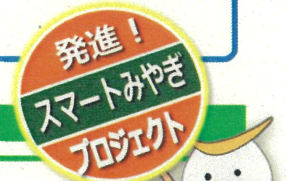


3 安心できる地域医療の充実

- 医療従事者の確保と在宅医療体制の整備 (主な事業：医療従事者育成事業、看護職員確保対策事業、在宅医療人材育成事業、病床機能分化・連携推進基盤整備事業)
● 救急医療体制の整備の促進 (主な事業：救急医療情報システム機能強化事業、精神科救急医療システム整備事業)
● 総合的ながん対策の推進・国民健康保険の安定した制度運営 (主な事業：がん登録事業、がん診療機能強化対策事業、国民健康保険事業)

4 生涯を豊かに暮らすための健康づくり

- 全ライフステージを通じた切れ目ない健康支援体制づくり (主な事業：働く人のための健康づくりプラス推進事業、障害児・者歯科保健・医療体制整備事業)
● 感染症や自死対策に関する対応の充実・支援 (主な事業：肝炎治療特別促進事業、心の健康づくり推進事業、自死対策強化事業)



5 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり

- 地域包括ケアシステムの充実・推進 (主な事業：介護機能構築事業、地域包括ケア推進支援事業)
● 介護人材の確保・定着支援と特別養護老人ホーム等の整備支援 (主な事業：介護人材確保推進事業、介護職員勤務環境改善支援事業、介護基盤等整備事業)



認知症カフェ

6 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現

- 障害者の雇用・就労及び賃金・工賃の向上に向けた支援 (主な事業：障害者工賃向上支援総合対策事業、障害者就業・生活支援センター運営費事業)
● 障害福祉サービス提供体制や発達障害児者・医療的ケア児者への支援対策の拡充 (主な事業：地域生活支援拠点整備推進事業、医療的ケア等体制整備推進事業、発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業)

7 安心して暮らせる社会の構築と地域生活の充実

- 被災者支援のノウハウを活かした地域支え合い体制の構築と担い手の養成・活動支援 (主な事業：地域福祉推進事業、民生委員協議会活動費補助事業)
● 貧困の連鎖を断ち切るための支援と生活困窮者への支援 (主な事業：学習支援事業、子ども食堂支援事業、フードバンク支援事業)
● 災害に対する備え (主な事業：災害福祉広域支援ネットワーク構築事業、原子力災害医療体制強化事業)



## 平成30年度 保健福祉部の重点方針

### 1 基本方針

東日本大震災の発生以降、保健福祉部では、被災した医療機関や社会福祉施設の復旧、保健・医療・福祉サービスの回復、応急仮設住宅による住まいの確保に取り組むとともに、仮設住宅等サポートセンターを拠点とした被災者の見守り等の活動、応急仮設住宅及び災害公営住宅における健康調査、地域コミュニティによる地域の支え合い体制の構築支援や心のケア対策などの活動を通じて、被災者の健康維持等を目的とした生活支援に全力で取り組んできました。

また、震災からの迅速な復興を着実に進めながら、「宮城の将来ビジョン」に掲げる「安心と活力に満ちた地域社会づくりの推進」等にも力を入れて取り組んできました。

こうした取組により、平成29年度は、新しい気仙沼市立病院の開院、乳幼児医療費助成の拡充や小学校入学準備支援などによる子育て世帯の経済的負担の軽減、企業主導型保育事業の整備促進等による県内保育所定員の増加を実現したことに加え、外国人の介護福祉士国家資格取得に向けた養成講座の開講、貧困の連鎖を断ち切るための子どもの学習支援や「子ども食堂」の立ち上げに対する支援、県民の健康づくりをサポートする拠点「みやぎヘルスサテライトステーション」の設置、重症心身障害児者の在宅生活を支援する医療型短期入所病床の拡充などを着実に進めてきました。

平成30年度は、「宮城県震災復興計画」に定める「発展期」の3年間が始まり、復興の総仕上げに向けて踏み出す年となりますが、一方で、応急仮設住宅には、いまだ約7千人の被災者が入居しているなど、震災からの復興には、なお時間を要します。また、災害公営住宅への移転がピークを迎えていることなどから、保健福祉部では、被災者の生活環境と心身の状況の変化に対応しながら、引き続き、応急仮設住宅や災害公営住宅等で生活する被災者の健康的な生活の確保を最優先に、医療・福祉サービス提供体制の確保や被災市町と連携した見守り活動、健康調査等を通じた健康支援、子どもから大人までの切れ目ない心のケアなどの生活支援に取り組み、被災者が安心して暮らせるための取組を推進します。また、息

の長い支援が必要な取組について、中長期的な視点に立って今後の対応を検討します。

さらに、平成30年度は「第7次宮城県地域医療計画」、「第7期みやぎ高齢者元気プラン」、「みやぎ障害者プラン」等、保健福祉部の主要な計画の1年目に当たり、復興後も見据えながら、各計画に掲げた在宅医療などの医療提供体制の確立や、保健・医療・福祉分野等の連携による地域包括ケアシステムの充実・推進、介護サービスや障害福祉サービスの提供体制の整備を図るとともに、子育て世帯に対する経済的支援や保育所等利用待機児童の早期解消等、宮城の将来を担う子どもたちへの支援を着実に進め、震災からの復興とともに「宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向け必要な取組を推進していきます。

## **2 最 重 点 項 目**

### **■医療・福祉人材の育成・確保**

職場環境の改善による医療・介護職の離職防止に向けた取組を総合的に推進するほか、意欲ある新たな人材の就業促進を進め、全県においてより多くの医師・看護師・薬剤師等の医療従事者や、保育人材、高齢者・障害者福祉に係る介護人材の育成・確保の取組を強化するとともに、これらの人材の地域的な偏在の解消に向けて取り組みます。

### **■困難を抱える県民を共に支える社会づくり**

被災者支援で培った経験を活かし、共に助け合う地域社会づくりを進め、困難を抱えている県民が将来にわたって安心して暮らせる仕組みづくりに取り組みます。特に、日常の様々な場面で手助けを必要とする方々へのきめ細やかな支援を拡充するとともに、子育て世帯への経済的支援や、貧困の連鎖を断ち切るための支援、障害者の地域生活を支えるための支援を継続していきます。

### **■誰もが活躍できる社会の推進**

年齢、性別、障害の有無などに関わらず、すべての県民が地域や職場などで、それぞれの能力を発揮でき、生きがいを実感できる社会の実現に向けて取り組みます。

### **3 重点項目**

#### **3-1 東日本大震災への対応**

##### **(1) 被災者の生活環境の確保**

応急仮設住宅については、引き続き必要な住宅を確保し、適正な維持管理を行っていきます。また、供与が終了する応急仮設住宅の入居者に対しては、再建先となる民間賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、高齢者、障害者やひとり親世帯などの住宅確保を支援するほか、被災者転居支援センターにおいて、自立再建に課題を抱える方々の円滑な転居に向けた相談に応じるなど、安心して生活できる住まいの確保を支援していきます。

被災者の生活支援については、被災市町の仮設住宅等サポートセンターを支援拠点として、引き続き見守りなどの支援を行います。また、災害公営住宅への転居等生活環境の変化による心身の健康状態の悪化を防ぐために、災害公営住宅における支え合い体制づくりを支援するなど、被災者のニーズに応じたきめ細かな支援に引き続き取り組んでいきます。

##### **(2) 安心できる地域医療の確保**

長期化する応急仮設住宅等での生活や、災害公営住宅への転居後等の環境変化に伴う健康への影響が懸念されているため、市町村と連携した健康調査を実施し、必要な支援につなげていきます。また、専門職による健康相談や訪問活動、被災市町が行う健康診査等を支援します。

地域医療の復興については、女川町保健センターや亘理町保健福祉センターの新築を支援するほか、救急医療体制の整備や、基幹災害拠点病院である仙台医療センターの機能強化等を進めていきます。

また、医療従事者の確保対策を継続して実施するとともに、創造的復興に向け、最重要施策として進めてきた医学部の新設については、平成28年4月に開設された東北医科薬科大学医学部に対し、医学生への貸付原資の拠出を行う等により、引き続き必要な支援を行っていきます。

##### **(3) 未来を担う子どもたちへの支援**

被災した子どもたちの健康・生活面等における支援について、必要な施策を総

合的に実施するとともに、子どもの心のケアについては、子ども総合センター、みやぎ心のケアセンター、市町村が連携し、子どもから大人までの切れ目ない心のケアに取り組み、被災児童やその親、支援者への支援等を継続して行っていきます。

また、震災で親を亡くした子どもたちが安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう「東日本大震災みやぎこども育英基金」を活用し、震災孤児・遺児に対する支援を引き続き行うとともに、安定した養育環境を確保するため、里親等の養育者に対する支援を行います。

さらに、児童福祉施設の復旧や被災した世帯の経済的負担軽減のため、保育料の減免を引き続き行うとともに、震災後の人口減少に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を行う市町村の取組への助成を行い、地域の実情に応じた少子化対策を支援します。

#### **(4) だれもが住みよい地域社会の構築**

自死やアルコール関連問題等を含めた被災者の心の問題については、長期的な対応が必要であることから、引き続きみやぎ心のケアセンターを中心として、精神保健福祉センターや各保健福祉事務所が連携した取組を推進するとともに、精神科病院や市町村が実施する心のケアに関する訪問支援等の取組を支援します。

また、被災地域の介護人材の確保・定着を図るため、沿岸部における介護職員の就労環境整備を支援していきます。

### **3-2 宮城の将来ビジョン関連施策の推進**

#### **「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の推進等**

##### **(1) 子どもを生き育てやすい環境づくり**

少子化対策については、結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない支援を実施するとともに、県民総参加による「子育て支援を進める県民運動」を展開します。

結婚支援では、結婚相談や婚活イベントの開催による出会いの機会の創出など



を行います。また、周産期医療従事者の確保や体制の構築に取り組むとともに、一時預かり事業や放課後児童クラブ等地域での子ども・子育ての取組を支援します。

子育て世帯に対する支援として、平成29年度に対象年齢を拡大した乳幼児医療費助成や小学校入学準備支援を引き続き行うとともに、民間金融機関と協力して子育て世帯を支援する低利融資制度を拡充することにより、経済的負担の軽減を図っていきます。

保育所等利用待機児童の早期解消については、「子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備を支援していくことに加え、民間活力を活用した事業所内保育施設等の整備を引き続き支援するとともに、認定こども園への移行促進に取り組みます。さらに、保育士・保育所支援センターによる就業支援、保育士修学資金貸付制度等の取組に加え、保育補助者の雇用経費に対する助成制度の創設や保育士キャリアアップ研修を実施し、保育人材の確保に努めます。

施設や里親等のもとで養育されている児童については、生活・就業相談により自立への支援を行うほか、家庭的養護の推進や家族の再統合を支援する取組を推進します。また、ひとり親家庭への支援を引き続き実施します。

児童虐待の防止のために、関係機関のより一層の連携・協力を図るとともに、児童相談所の権限強化に対応したサポート体制を強化していきます。

さらに、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う拠点である「子育て世代包括支援センター」について、市町村における設置が促進されるよう、支援体制を構築します。

## **(2) 安心できる地域医療の充実**

安全で良質な医療提供体制を将来にわたって持続的かつ安定的に提供していくため、平成30年度からの6年間を計画期間とする「第7次宮城県地域医療計画」に基づき取組を着実に進めていきます。

地域医療の更なる充実を図るため、医師・看護師・薬剤師等の医療従事者の確保・育成、周産期・小児医療従事者の確保支援等を実施するほか、病床機能の分化・連携の推進を図るとともに、高齢者や障害児者への在宅医療サービス提供基盤の充実や介護・福祉サービスとの連携を推進し、県内の医療提供体制の整備を

進めます。

救急医療については、ドクターヘリの運航に必要となる支援や各地域の救命救急センターの運営支援、救急電話相談事業に加え、精神科救急の24時間対応や、救急搬送の効率化を図るためシステムの機能強化を図り、初期・二次・三次の各救急医療体制の整備を促進していきます。

さらに、県北地域の医療体制を将来にわたって維持・充実していくため、循環器・呼吸器病センターの医療機能の移管に伴う栗原市内の結核医療提供施設の工事を進めていきます。

また、がん登録事業の推進等の総合的ながん対策を進めるとともに、がん治療と仕事の両立を支援するため、医療用ウィッグの購入費助成制度を創設するほか、てんかん相談窓口の設置等、てんかんの診療連携体制を整備します。

平成30年度からの市町村国民健康保険運営の都道府県単位化に伴い、県が財政運営の責任主体となることから、宮城県国民健康保険運営方針に基づき、市町村と十分に連携しながら安定した制度運営を行っていきます。

### **(3) 生涯を豊かに暮らすための健康づくり**

県民の健康づくりについては、健診データ等を活用して地域の健康課題を分析し、科学的根拠に基づいた生活習慣病の予防と重症化対策に取り組むとともに、企業・団体、保険者、行政機関等が参画する「スマートみやぎ健民会議」における取組や、働く人が健康づくりをしやすい環境の整備、幼児期からの健康づくり等を総合的に推進し、全ライフステージを通じた切れ目のない健康応援体制づくりに取り組みます。

また、各ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりの支援体制の充実を図るとともに、障害のある方が身近な場所で適切な歯科治療が受けられるよう、県歯科医師会が行う在宅歯科に対応できる人材の育成や機器整備を支援します。

さらに、骨髄提供者への助成制度の創設等骨髄提供を行いやすい環境整備に取り組むほか、感染症や肝炎対策、新型インフルエンザ対策等に引き続き取り組みます。

自死対策については、早期に次期「宮城県自死対策計画」を策定し、市町村や民間団体等と連携した自死予防対策に継続して取り組みます。

#### **(4) 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり**

平成30年度からの3年間を計画期間とする「第7期みやぎ高齢者元気プラン」に基づき、高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会を実現できるよう、医療・介護等の様々なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを全県的に充実・推進するとともに、高齢化が進む既存の集合住宅や災害公営住宅における介護等の機能構築に向けた調査などに取り組みます。

喫緊の課題である介護人材の確保定着を図るために、多様な人材の参入促進、職員の資質向上、労働環境・処遇の改善の3つの柱に基づき取組を引き続き推進することとしております。具体的には、就業意欲のある中高年者や外国人の介護業務への参入促進、離職した介護職員の再就職支援、若年者等の雇用拡大を支援するとともに、介護の魅力発信や介護現場の職場環境の改善に資するロボット等介護機器の導入に対し補助を行うほか、新たに、介護事業への参入を希望する法人経営者等を対象に職場環境改善の意識啓発に取り組みます。

また、介護施設等の入所待機者の解消に向けては、特別養護老人ホームや在宅サービス拠点の整備を推進するとともに、介護保険制度の適正な運営、認知症地域ケアの推進等を継続して進めていきます。

#### **(5) 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現**

障害児者への支援については、新たに策定した「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた取組や、障害者の雇用・就労及び賃金・工賃の向上に向けた支援、障害福祉サービスの提供体制の確保等を計画的に推進します。

特に、住まいの場であるグループホームや、身近な地域で多様な支援ニーズに対する地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、障害者の一般就労に向けた取組を強化し、障害者が働き続けることができる環境を整備していくほか、医療的ケアを必要とする障害児者や、発達障害児者への支援体制の拡充を図ります。また、日常の様々な場面で配慮や支援を必要とする方々が暮らしやすい地域づくりを促進するため、ヘルプマークやパーキングパーミット制度の導入を進めます。

県立社会福祉施設の船形コロニーについては、県全域のセーフティネットの役割を引き続き担っていくため、建替に係る各種設計や解体工事等を進めます。ま

た、視覚障害者情報センターについて、建替に向けた検討を進めていきます。

## **(6) 安心して暮らせる社会の構築と地域生活の充実**

地域福祉の充実については、「宮城県地域福祉支援計画（第3期）」に基づく取組を進めるとともに、見守り活動などの被災者支援で培ったノウハウを活かした宮城型の地域支え合い体制を構築することを目指し、地域福祉の中心的な役割を果たすコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成に取り組むほか、主要な担い手である民生委員の活動支援に取り組みます。

また、貧困の連鎖を断ち切るため、様々な事由により課題を抱える子どもや家庭等に対する支援として、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援事業についてその対象を県内全町村へ拡大するとともに、「子ども食堂」の立ち上げに対する支援やフードバンク活動への補助を引き続き行うほか、家計管理に関する支援を行う家計相談支援に取り組むなど、生活困窮者が困窮状態からの早期脱却を図れるよう自立に向けた支援を充実します。

災害に対する備えとして、原子力災害拠点病院の体制強化や原子力災害時の社会福祉施設等の避難計画策定を支援するほか、災害ボランティアセンター運営スタッフの養成を行うとともに、大規模な災害時に高齢者などに対して必要な福祉的支援を行うための「災害福祉広域支援ネットワーク」を関係団体等と連携して構築します。

# 宮城県ゆずりあい駐車場利用制度を 平成30年9月3日から開始します!

「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」は、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について対象者の方以外の不適正な利用の抑止を図るために、歩行が困難な障害者の方などに障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。

対象となる駐車区画を利用する際には、車内に利用証を掲示します。



(利用証掲示のイメージ)

## 利用証の交付対象者

身体障害者や要介護認定を受けた者、妊産婦、けが人など(裏面に掲げる基準に該当する方)で歩行が困難な方です。

## 利用証を使用できる駐車区画

制度の実施について協力を申し出た公共施設や商業施設の障害者等用駐車区画で、対象区画であることを標示している場所です。

幅広の「車いす使用者優先区画」と、通常幅の「ゆずりあい区画」の2種類があります(裏面参照)。

※ 設置されている駐車区画の種類や数は、各施設によって異なります。



(対象区画であることを示すステッカー)

## 利用証の交付申請方法

申請方法	申請窓口	申請受付開始日
郵送による申請	県庁(保健福祉部社会福祉課)で受付	平成30年8月1日
持参による申請	県庁(保健福祉部社会福祉課)及び各保健福祉事務所(地域事務所)で受付	平成30年9月3日

## お問い合わせ先

宮城県保健福祉部社会福祉課地域福祉推進班

電話:022-211-2519 E-mail:[syahukc@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syahukc@pref.miyagi.lg.jp)

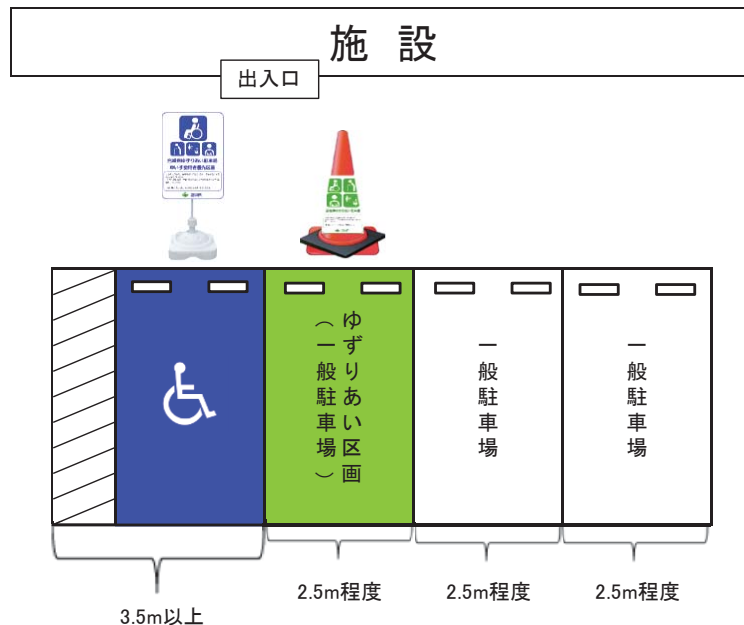
ホームページ:<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/parking.html>



○ 利用証を交付する対象者の基準

対象者区分		交付要件		有効期間	
身体障害者	視覚障害	身体障害者手帳等級	4級以上	なし	
	聴覚障害		3級以上		
	平衡機能障害		5級以上		
	肢体不自由		上肢		2級以上
			下肢		6級以上
			体幹		5級以上
			乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		2級以上
	内部障害		上肢機能		6級以上
			移動機能		6級以上
			心臓機能障害		4級以上
			じん臓機能障害		4級以上
			呼吸器機能障害		4級以上
			ぼうこう又は直腸の機能障害		4級以上
			小腸機能障害		4級以上
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上		
肝臓機能障害	4級以上				
知的障害者	療育手帳「A」				
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳「1級」				
難病患者	特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者				
要介護認定を受けた者	要介護状態区分が「要介護1」以上				
妊産婦	妊娠7か月から産後1年 ※産後は乳児同乗の場合に限る		妊娠7か月から産後1年 ※産後は乳児同乗の場合に限る。		
けが人又は病気の者	一時的に移動の配慮が必要であることを確認できる者		医師の診断書等による必要期間以内		

○ 駐車区画のイメージ



# 第7期みやぎ高齢者元気プラン<概要版>

資料2-3

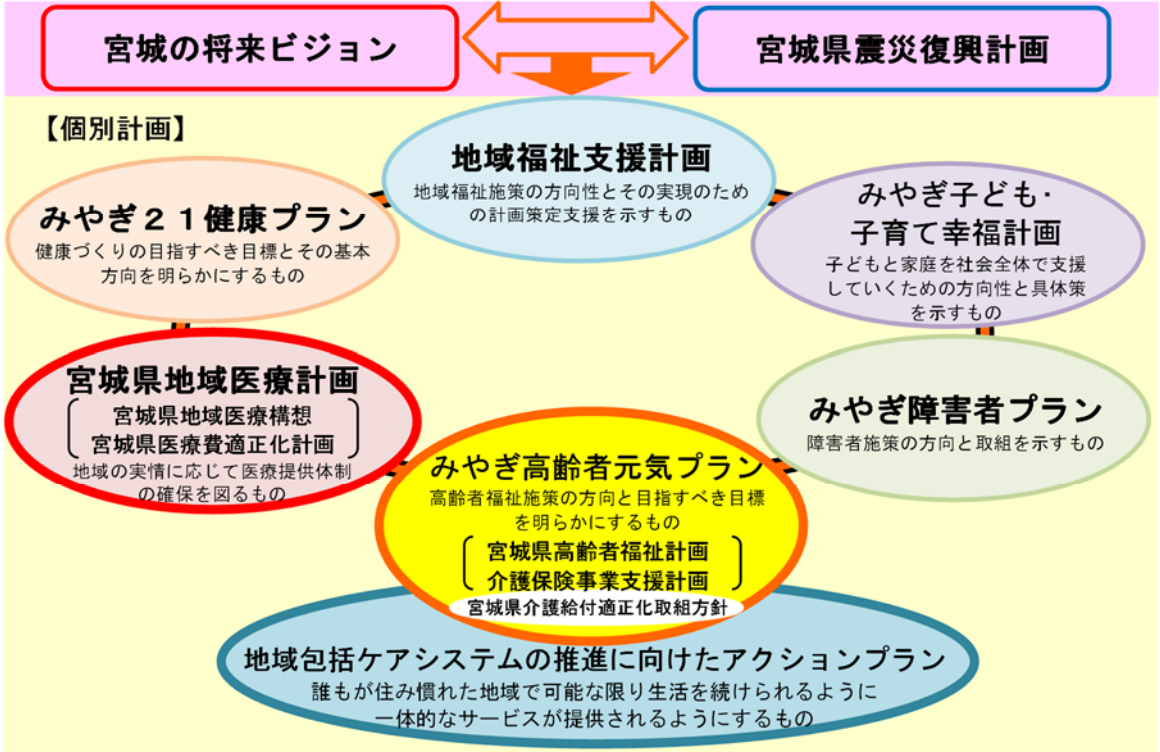
平成30年5月15日  
社会福祉審議会配布資料

## 計画策定の趣旨

- 県の高齢者福祉施策の方向性を明らかにし、地域の抱える課題解決に向けた積極的な市町村支援や各種事業の推進を図ります。
- 高齢者福祉計画と介護保険事業支援計画を一体的に策定します。

## 計画の位置付け

- 県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」の下、関係する各分野の個別計画との調和を図るとともに、「宮城県震災復興計画」や「宮城県地域医療計画」、「地域包括ケアシステムの推進に向けたアクションプラン」との整合性を図っています。



## 計画期間

- 平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)まで

## 基本的な考え方

### 計画の理念と目標

高齢者が 地域で 自分らしい生活を 安心して送れる社会

#### 1 基本理念

高齢者が、今まで暮らしてきた家庭や地域の中で、自立と社会参加が保障され、みんなで支え合いながら、安心して生活できる社会を目指します。

#### 2 基本的目標

##### 目標1

みんなで支え合う地域づくり

##### 目標2

自分らしい生き方の実現

##### 目標3

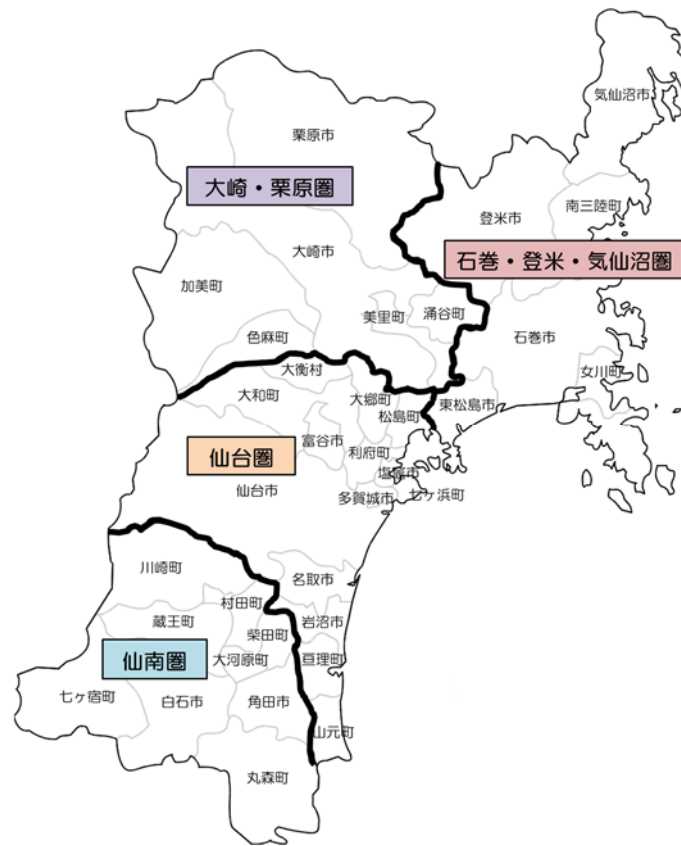
安心できるサービスの提供

## 目指すべき社会の姿

- 団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を目途に、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが一体的に提供される、地域包括ケアシステムを全県的に充実・推進し、高齢者を主体にしながら、将来、障害のある人や子どもも視野に入れた共生社会を目指します。
- 県、市町村、事業者、団体、住民が連携し、一体となって、3つの基本目標が掲げるテーマに基づく施策に積極的に取り組み、介護人材確保、認知症対策、地域の支え合いを通じた介護予防等の施策を推進し、高齢者が充実した生き方ができる長寿社会の構築を目指します。
- 「宮城県震災復興計画」や「宮城県地域医療計画」等との整合を図りながら、みなで支え合い、自分らしい生き方を実現し、必要なサービスの提供を受けることのできる社会の構築を目指します。

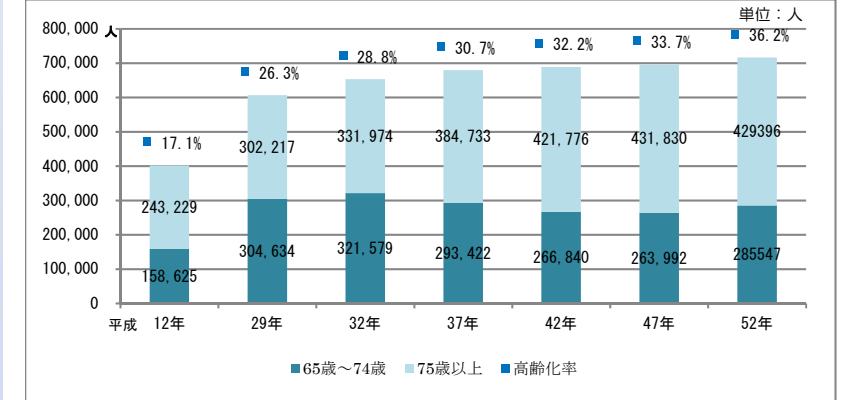
## 高齢者福祉圏域

- 第7期みやぎ高齢者元気プランでは、保健医療サービスと福祉サービスとの連携をこれまで以上に確保する観点から、高齢者福祉圏域を宮城県地域医療計画で定める二次医療圏と同じ4圏域とします。



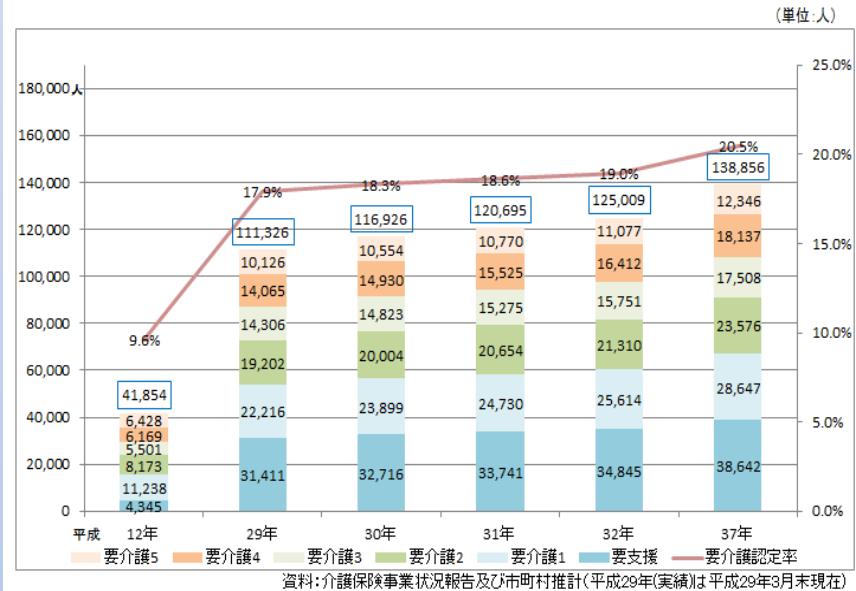
## 県内高齢者の現状等

### 県内の高齢者人口と高齢化率の推移



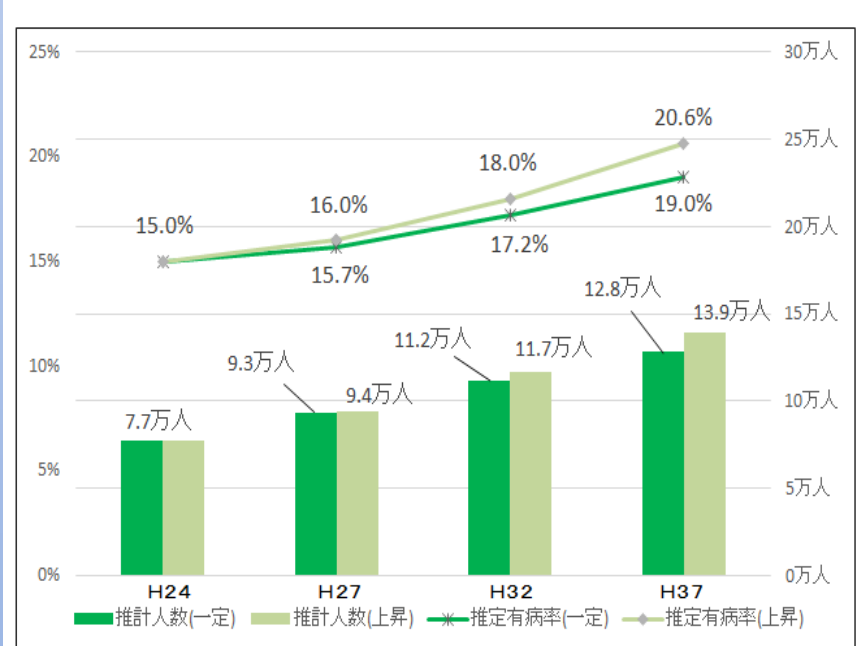
資料：平成29年までは県長寿社会政策課調べ(各年3月末)、平成32年～52年は国立社会保障・人口問題研究所推計値

### 要介護(要支援)認定者の推移



資料：介護保険事業状況報告及び市町村推計(平成29年(実績)は平成29年3月末現在)

### 認知症高齢者人口の推計



資料：県長寿社会政策課





## 施策体系 ～3つの目標と9つの施策の柱～

### 基本的目標 ① みんなで支え合う地域づくり

#### (1) 地域包括ケアシステムの充実・推進

##### 【施策展開の方向性】

- 宮城県地域包括ケア推進協議会を運営し、アクションプランに基づいたプロジェクト事業等を推進します。
- 地域包括ケアシステムの充実・推進を図ることの重要性についての理解を深めるために、地域の実情に沿った普及啓発を行うとともに、地域毎の課題解決への支援を行っていきます。
- 地域包括支援センターがより効果的に業務を行えるよう、地域ケア会議への専門職の派遣や研修会の開催を通じ、職員の資質向上を支援します。
- 地域ケア会議等の内容の充実や会議等の活性化を図るため、より多くの職種の参加を促進するとともに、多職種連携を進めるため、市町村の事業マネジメントを支援します。
- 在宅医療・介護連携支援に関する相談窓口などで、医療と介護の連携をコーディネートできる人材の育成に取り組み、介護支援専門員のマネジメント機能強化を支援します。

#### (2) 地域支え合いと介護予防の推進

##### 【施策展開の方向性】

- 「地域共生社会の実現」に向け、地域力の向上や地域福祉の推進のための市町村の取組への支援を行います。
- 市町村が中心となり行う災害公営住宅等での地域の支え合い活動が円滑に行われるよう、地域住民がともに支え合いながら社会活動を推進し、バランスのとれた地域コミュニティの構築を図ります。
- 市町村が「新しい総合事業」を円滑に実施していくために、地域の支え合いや生活支援の充実に向けた市町村の取組を支援していきます。
- 要支援認定者や虚弱な高齢者の要介護化を予防するため、総合事業を基盤とした介護予防事業の取組を推進します。

#### (3) 安全な暮らしの確保

##### 【施策展開の方向性】

- 「宮城県震災復興計画」と整合を図りながら、震災対策を推進する体制を整備し、県民総ぐるみによる地震・津波対策の強化を図ります。
- 介護保険施設が、平時には地域に開かれた運営によって在宅生活のバックアップ機関として、災害時には福祉避難所として機能する体制づくりを支援します。
- 地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報提供を通じ、被害防止に取り組みます。
- 安全・安心な災害公営住宅等での生活や高齢者の見守り活動等が行われるよう、コミュニティの維持・構築や地域での見守り体制構築等について市町村の取組への支援を継続します。

### 基本的目標 ② 自分らしい生き方の実現

#### (1) 認知症の人にやさしいまちづくり

##### 【施策展開の方向性】

- 認知症の人が自分らしく過ごせる社会づくりを進めるため、認知症への正しい理解を広めるとともに、様々な関係機関と協力し、一体となって認知症の人にやさしいまちづくりを進めていきます。
- 市町村における早期発見・早期対応に向け情報の収集等に努めるほか、認知症の早期発見が促進される事業の充実に向けた取組を進めます。
- 認知症の早期の診断と治療開始を促進し、地域での連携体制を構築するために「かかりつけ医」等に対する研修や、「認知症サポート医」を養成する研修を継続し、認知症対応力向上の研修を継続します。
- 認知症サポーターの養成に努めるなど、認知症の人とその家族を地域で支える仕組みづくりを全県下で推進します。
- 「認知症カフェ」の設置促進と普及啓発を進め、認知症の人や家族が安心して過ごせる地域づくりを進めます。

#### (2) 生きがいに満ちた生活の実現

##### 【施策展開の方向性】

- 世代間交流を通じた相互理解を深め、高齢者が安心して暮らすことができる地域力を将来に向けて高めめます。
- 老人クラブが、地域の支え合いを再構築していく上で大きな役割を果たせるよう、市町村や県老人クラブ連合会と連携しながら支援します。
- 業務に必要な資格の取得や経験の蓄積、復職に必要な知識・技術の習得等の人材育成を実施することにより、中高年齢者の再就職を促進します。
- 関係機関と連携しながら高齢者を含む多様な人材の福祉・介護分野への参入を促進します。

#### (3) 自分らしく生きるための権利擁護

##### 【施策展開の方向性】

- 高齢者虐待の早期発見に努めながら、虐待事例の相談や通報に的確に対応し、関係機関が一体となって継続的に対応します。
- 介護施設における虐待を防止するため、職員研修の機会の確保に努めるとともに、虐待防止の取り組みの充実について引き続き指導します。
- 早い段階での日常生活支援や、必要に応じた成年後見制度の活用につながるよう、民生委員や介護サービス事業者との連携の強化を促すとともに、関係機関との連携を促します。
- 市町村が行う成年後見制度の利用促進に向けた体制整備を支援するため、関係団体と緊密に連携しながら、市町村の広域的な支援に努めます。

### 基本的目標 ③ 安心できるサービスの提供

#### (1) サービス提供基盤の整備

##### 【施策展開の方向性】

- 介護保険の居宅サービスについて、市町村と連携し、提供体制の充実と質の向上を図ります。
- 「小規模多機能型居宅介護」などの住み慣れた地域で柔軟に対応できるサービスの整備を促進するとともに、サービスの内容について引き続き周知を図ります。
- 入所希望者数の実態と高齢化の進行を見据えた施設サービス量を確保するため、市町村と調整しながら、引き続き計画的な整備を進めます。
- 地域密着型サービスの提供体制を充実するため、各市町村が地域の実情に応じた基盤整備を行えるよう支援します。
- 既存の集合住宅において、介護度が高くなっても最後まで過ごせるような介護機能の構築について調査を進めます。

#### (2) 介護を担う人材の確保・養成・定着

##### 【施策展開の方向性】

- 介護関係団体が参画する宮城県介護人材確保協議会において、業界全体として介護人材の確保・養成・定着に向けた具体的な取組を検討し、実施します。
- 先進的な介護ロボット等の導入支援を通じ、介護職員の負担軽減とともに、介護の魅力発信を図り、新たな介護人材の参入促進を図ります。
- 介護の新たな担い手である外国人介護人材の参入・育成を促進するため、国家資格取得に必要な知識等の取得支援や、受け入れに関する普及啓発を進めます。
- 介護現場のリーダーの育成や介護サービスの質の向上を目的とした中堅介護職員等に対する研修を通じ、介護職員のキャリアパスを支援します。
- 介護サービス事業所等に対する処遇改善加算制度の周知を図り、事業者が制度を有効に活用し、介護職員の処遇改善を行うよう促します。
- ケアマネジメントの中核的な役割を担う介護支援専門員の養成を行うとともに、その資質向上、専門職としての能力の保持・向上を図るため、研修を体系的、継続的に実施します。

#### (3) 介護サービスの質の確保・向上

##### 【施策展開の方向性】

- 第4期宮城県介護給付適正化取組方針に基づき、保険者が実施する適正化事業への支援を行います。
- よりよいケアの実現向け、重点的かつ効率的な介護サービス事業所等への指導を行います。

## 介護給付適正化の推進

- 法改正により、これまで独立した計画として策定していた「介護給付適正化取組方針」を今回から「みやぎ高齢者元気プラン」の中で定めることとします。
- 保険者である市町村が介護給付の適正化に向けた目標と計画性を持ち、主体的・積極的に取り組むことができるよう、県・市町村・国保連が現状認識を共有し、調整を図りながら、次の取組を行います。
  - (1) 要介護認定調査が公平・公正に行われるよう、研修等を通して人材育成を図るなど、市町村への支援を行います。
  - (2) 適切なケアマネジメントを行う人材の育成を図るとともに、市町村におけるケアマネジメント適正化の取組を支援します。
  - (3) 県と市町村が相互に情報共有し、指導監督体制の充実を図るとともに、介護給付の適正化に向けた指導、啓発等を行います。
  - (4) 市町村と国保連が連携して適正化事業に取り組むことができるよう調整を図ります。
  - (5) 市町村の目標、実施状況及び現状等を把握しながら、適正化事業の進行管理を行うとともに、必要な支援を行います。

## 計画推進における役割分担

計画の推進に当たっては、行政はもとより、住民や保健・医療・福祉関係者、民間団体、企業等が地域において、それぞれの役割を分担しながらお互いに補完・協力していくことが重要となります。

### 【市町村の役割】

福祉の最前線の担い手として、地域住民に最も身近な立場から、高齢者の福祉の増進に向けた取組を進めます。

### 【県の役割】

市町村の地域包括ケアシステムの充実・推進を支援するため、関係団体間の連携を図るとともに、人材の確保・養成・定着に向けた取組を進めます。

### 【県民に期待される役割】

高齢者を含め住民一人一人が、地域支え合いの担い手となり、地域の中で支えあう組織づくりや仲間づくりが望まれています。

### 【企業に期待される役割】

地域包括ケア推進のための新たなサービスへの参入等、多様なニーズの増加に伴い、サービス提供の一翼を担うことが期待されています。

### 【団体に期待される役割】

各種団体が積極的に福祉活動に取り組み、地域を支える主体となることが期待されています。



# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画（第5次）の概要

**計画の位置づけ** ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3により、県が策定する基本計画。平成18年3月に策定（第1次計画）し、平成27年3月に改定（第4次計画）した基本計画の後継計画となる。

**計画の目的** 県、市町村、関係機関及び地域社会などが連携して、性別にかかわらず、配偶者からの暴力の防止に努め、被害者等の自立支援を行う。

**基本理念** 1 被害者の人権の擁護と男女が共に理解し合える社会の実現 2 配偶者からの暴力等を容認しない社会の実現

**計画期間**  
平成30年度から平成32年度までの3か年  
※県震災復興計画の終期との整合性に配慮







# 「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」の改定について

## 1 趣旨

▽ 法に基づき県が策定する「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」について  
前期計画期間の満了に伴い、平成29年度に新たに策定したもの

### 障害者プランと障害福祉計画の関係

名称	みやぎ障害者プラン	宮城県障害福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条第2項	障害者総合支援法第89条 児童福祉法第33条の22（H30.4.1施行）
性格	県の障害者施策に関する基本的な計画 （施策集のイメージ）	障害福祉サービスの提供体制の確保等 に関する計画（目標・指標集のイメージ）
期間	任意（H30-35年度の6年間）	国の指針で規定（H30-32年度の3年間）
策定	国の「障害者基本計画」を基本とし、 県の障害者の状況等を踏まえ策定	・ 国の基本指針に即し、市町村の障害 福祉計画と整合性を図りながら策定 ・ 法に基づき第5期障害福祉計画と 第1期障害児福祉計画を一体的に策定
意見 反映	県の審議会（障害者施策推進協議会）の 意見を聴かなければならない	県の審議会（障害者施策推進協議会）の 意見を聴かなければならない ----- 県の協議会（自立支援協議会）の意見を 聴くよう努めなければならない

## 2 策定の経過

年月	みやぎ障害者プラン	宮城県障害福祉計画
H28.10月	障害者施策推進協議会での審議① 「プランの骨子について」	障害者施策推進協議会での報告 「第4期障害福祉計画の進捗状況」
H29.1月	平成28年度「宮城県障害者施策推進基礎調査（アンケート調査）」の実施	
〃 2月	障害者施策推進協議会での審議② 「プランの重点施策について」	障害者施策推進協議会での報告 「障害福祉計画に係る国の基本指針案」
〃 6月	障害者施策推進協議会での審議③ 「プランの各論について」	市町村計画担当者会議の開催
〃 9月	—	市町村計画における成果目標等の照会
〃 10月	障害者施策推進協議会での審議④ 「プラン中間案について」	障害者施策推進協議会での審議① 「計画の構成・目標設定の考え方について」
〃 11月	—	障害者施策推進協議会での審議② 「計画中間案について」
〃 12月	両計画の中間案に係る保健福祉委員会への報告、パブリックコメントの実施	
H30.1月	主な関係団体への個別説明、市町村との最終調整	
〃 2月	県自立支援協議会での審議（両計画の最終案）	
〃 2月	障害者施策推進協議会での審議⑤ 「プラン最終案について」	障害者施策推進協議会での審議③ 「計画最終案について」
〃 3月	両計画の最終案に係る保健福祉委員会への報告、策定・公表	

## 3 みやぎ障害者プランの構成

総論	基本理念、計画策定の趣旨・背景、計画期間、対象とする障害のある人の範囲
障害のある人の現状等	障害者手帳所持者数、障害福祉サービス費等の推移、アンケート調査の概要
重点施策	(1) 障害を理由とする差別の解消 (2) 雇用・就労等の促進による経済的自立 (3) 自ら望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成
各論	(1) 共に生活するために 心のバリアフリーの推進、情報のバリアフリーの推進、誰もが住みやすいまちづくりの推進 (2) いきいきと生活するために 活動・活躍の機会創出と参加促進、多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実、 雇用・就労の促進 (3) 安心して生活するために 相談支援体制の拡充、生活安定のための支援、在宅・施設サービス等の充実と提供体制の 整備、保健・医療・福祉等の連携促進、防犯・防災対策の充実
プランの推進と進行管理	プラン策定の経過、障害保健福祉圏域の設定、プラン推進のために（役割分担・進行管理等）

## 4 宮城県障害福祉計画の構成

基本的事項	計画策定の根拠及び趣旨、基本理念、策定の目的、区域の設定、計画期間 など
提供体制の確保に係る目標	(1) 障害者に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標 ①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等の整備、④福祉施設から一般就労への移行等 (2) 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標 ①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実、 ②主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保、 ③医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置
支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策	(1) 障害福祉サービスの実施に関する考え方 (2) 障害福祉サービス等の必要な量の見込み ①障害福祉サービス等の必要な量の見込み、②障害児通所支援等の必要な量の見込み、 ③その他の活動指標（医療的ケアコーディネーターの配置、発達障害者支援 など） (3) 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策
障害者支援施設等の必要入所定員総数	
障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置	
地域生活支援事業等の実施に関する事項	



## 1 プランの施策体系

**基本理念** **だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり**

計画/期間	H28	29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
国の基本計画	現計画(3次)		第4次(5年)				5次	反映	
県障害者プラン	前プラン(7年)		現プラン(6年)				反映	次期	
県障害福祉計画	4期(3年)		5期(3年)		6期(3年)			7期	

【プランの体系イメージ】 ★:重点施策 ○:理念に基づく施策の方向性

**① 共に生活するために**

- 心のバリアフリーの推進
- 情報のバリアフリーの推進
- 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

★1 障害を理由とする差別の解消

- 相談支援体制の拡充
- 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備
- 保健・医療・福祉の連携促進

**② いきいきと生活するために**

- 活動・活躍の機会創出
- 多様な教育的ニーズへの対応
- 雇用・就労の促進

★2 雇用・就労等の促進による経済的自立

- 生活安定のための支援
- 防犯・防災対策の充実

★3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成

**③ 安心して生活するために**

## 2 重点施策①「障害を理由とする差別の解消」

【現状・課題】

	差別解消法の認知		差別された経験	
障害のある人への理解・関心の不足	知っている	71.7	ある	66.4
	知らない	22.6	居合わせた	28.4
基礎調査			ない	66.4
			ある	28.4
県民意識		64.0		79.7
		36.0		4.1
			16.2	

【施策の方向】

- 障害等に対する理解・関心の醸成
- 関係機関との連携
- 相談体制の整備
- 普及啓発・広報
- 行政等における配慮

【主な推進施策】

- 施策推進協議会(地域協議会)を核とする関係者の合意形成・紛争防止促進
- 県の総合相談窓口の設置・運営, 市町村等窓口との情報共有・連携
- 障害関連団体等と連携した普及啓発, 県広報媒体等を通じた情報発信, 障害者週間等における関連行事の開催, ヘルプマーク・パーキングパーミット制度の導入, 「共に学ぶ教育」の推進等
- 県の対応要領に基づく内部研修, 県主催行事への手話通訳等派遣, 情報アクセシビリティの向上

## 3 重点施策②「雇用・就労等の促進による経済的自立」

【現状・課題】

雇用障害者数と民間企業の実雇用率

年	雇用者数	雇用率
H23	3,771	1.60%
H24	3,976	1.63%
H25	4,462	1.71%
H26	4,597	1.74%
H27	4,831	1.79%
H28	5,173	1.88%
H29	5,358	1.94%

法定雇用率2.0%

平均工賃月額と工賃総額(就労B)

年	平均工賃月額(円)	工賃総額(億円)
H23	15,066	5.4
H24	17,173	5.6
H25	16,989	6.2
H26	18,186	7.3
H27	18,643	7.9
H28	18,695	8.4

目標月額23,000円

【施策の方向・主な推進施策】

関係機関と連携した民間企業への普及啓発等, 雇用安定化への環境整備

安定した雇用の確保

就労支援施設等 経営力向上

職業訓練 能力開発

就業機会の多様化促進

優先調達

関係機関への優先調達働きかけ

工賃向上計画策定, 商品開発・販路開拓, 展示販売会開催

一般就労の場確保, ICTスキルの習得支援, 特別支援学校生徒の職場・実習先拡大

県の調達方針に基づく物品・役務等積極購入

県による実習受入農福連携促進, 介護分野への就労支援

## 4 重点施策③「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」

【現状・課題】

グループホーム定員数と施設入所待機者数

年	グループホーム定員数	施設入所待機者数
H25	1,948	388
H26	2,054	418
H27	2,112	450
H28	2,210	443
H29	2,338	470

3月末 GH定員 2,338人

4/1時点待機者

施設入所者の地域移行状況

項目	人数
達成率	26%
目標(H29)	210人
実績(H26-28)	55人

重度障害のある人の医療的ケアの要否

要否	割合
必要	33%
不要	67%

重度障害者アンケート N=5,984

【施策の方向・主な推進施策】

グループホーム・地域生活支援拠点等の整備, 精神科救急医療の構築, 医療的ケア提供体制の整備, 船形コロニーの整備, 震災の教訓を踏まえた災害対策等

安心な地域生活

サービスの質の確保・向上

住まい・支援拠点の整備

セーフティネット構築

介護人材の確保・育成

相談支援体制の充実, 事業所指導・情報公表等, 障害児支援の充実, 発達障害への支援拡充等

研修の充実・受講支援, 介護人材の多能化・流動化, 介護従事者の処遇改善・異業種交流を含めた働きやすい環境づくりの支援





# 「宮城県障害福祉計画」の概要

## 1 提供体制の確保に係る目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標	備考
地域生活移行者数	平成29～32年度末までの地域生活移行者数を113人とする	平成28年度末時点の施設入所者数(1,842人)の約6%相当
施設入所者数の削減	設定しない	4期計画と同様

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標
圏域・市町村・県ごとの保健, 医療, 福祉関係者による協議の場	平成32年度末までに圏域・市町村・県ごとにそれぞれ協議の場を設置する
1年以上の長期入院患者数	65歳以上:1,886人以下, 65歳未満:899人以下
精神病床における早期退院率	3か月:69%以上, 6か月:84%以上, 1年:91%以上

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに各障害保健福祉圏域に1か所以上

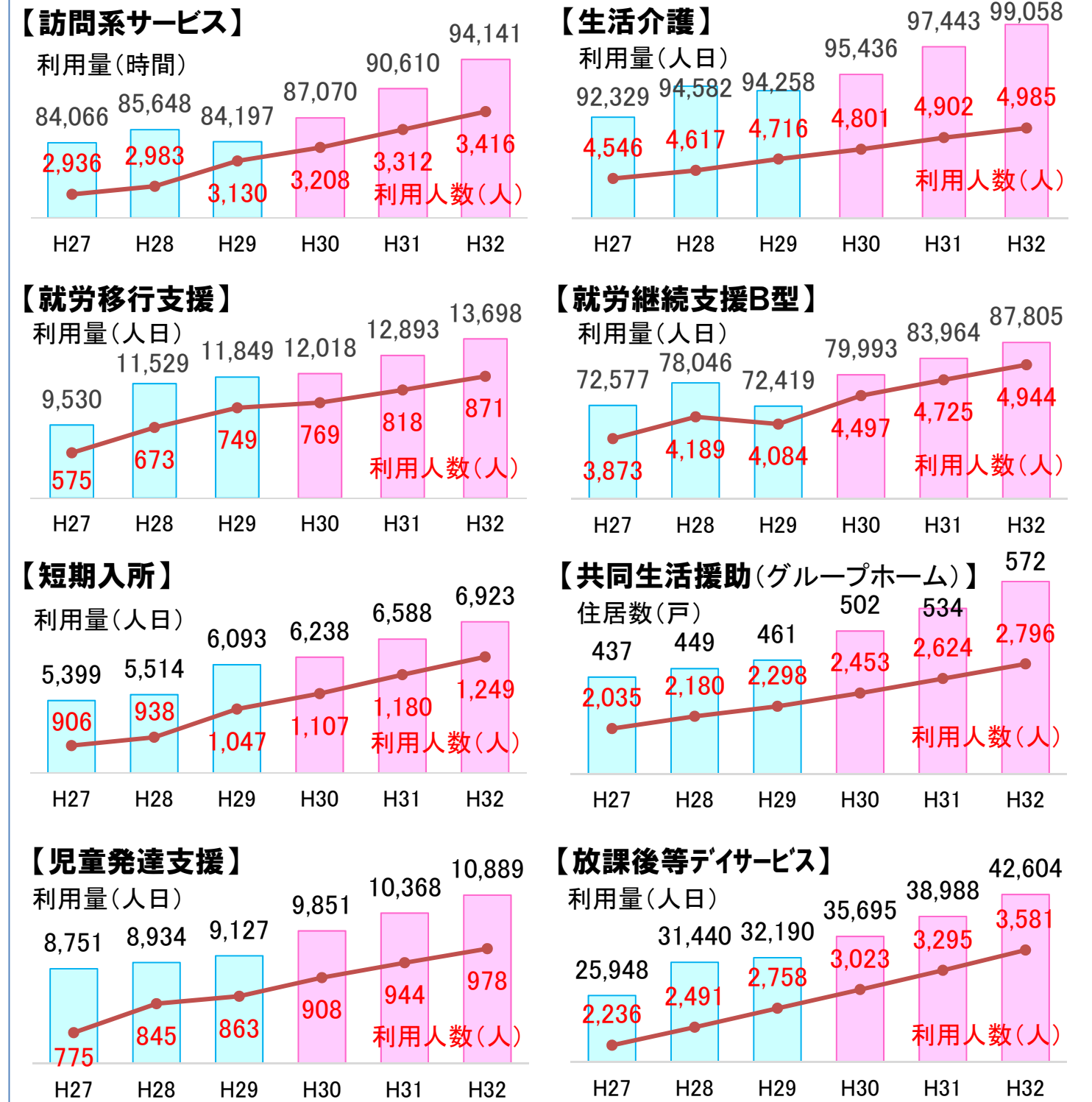
### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	備考
年間一般就労移行者数	平成32年度に福祉施設を退所し, 一般就労する者の数を460人とする	平成28年度の一般就労移行者数(291人)の約1.6倍
就労移行支援事業の利用者数	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を871人とする	平成28年度末の就労移行支援事業利用者数(673人)の約29%増
就労移行率が3割以上の事業所の割合	平成32年度末の就労移行率が3割以上の事業所の割合を5割以上とする	H28実績:46%
就労定着支援事業による職場定着率	平成32年度末における就労定着支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする	就労定着支援はH30年4月新設のサービス

### (5) 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標

項目	目標
児童発達支援センターの設置	平成32年度末までに各圏域に1か所以上
保育所等訪問支援事業所の利用	平成32年度までに各市町村で利用可能
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の設置	平成32年度末までに各圏域に1か所以上
医療的ケア児に関する圏域・市町村・県ごとの保健, 医療, 障害福祉, 保育, 教育等関係機関の協議の場	平成30年度末までに圏域・市町村・県ごとにそれぞれ協議の場を設置する

## 2 支援の種類ごとの見込量等 (利用量は1か月当たりの値)



## 3 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置 (抜粋)

サービスに従事する人材の確保	サービスの質の向上等に関する研修の実施と受講支援
サービス事業者の評価等	第三者評価制度・情報公表制度(H30年度～)の普及啓発
意思決定支援の促進	国のガイドラインに基づいた研修の実施, ガイドラインの普及
芸術文化活動支援	障害者週間に合わせた関連行事の開催等
障害を理由とする差別の解消	「みやぎ障害者プラン」における重点施策
利用者の安全確保に向けた取組	「みやぎ障害者プラン」における防犯・防災対策



# ヘルプマークについて

## 1 概要

### (1) 趣旨

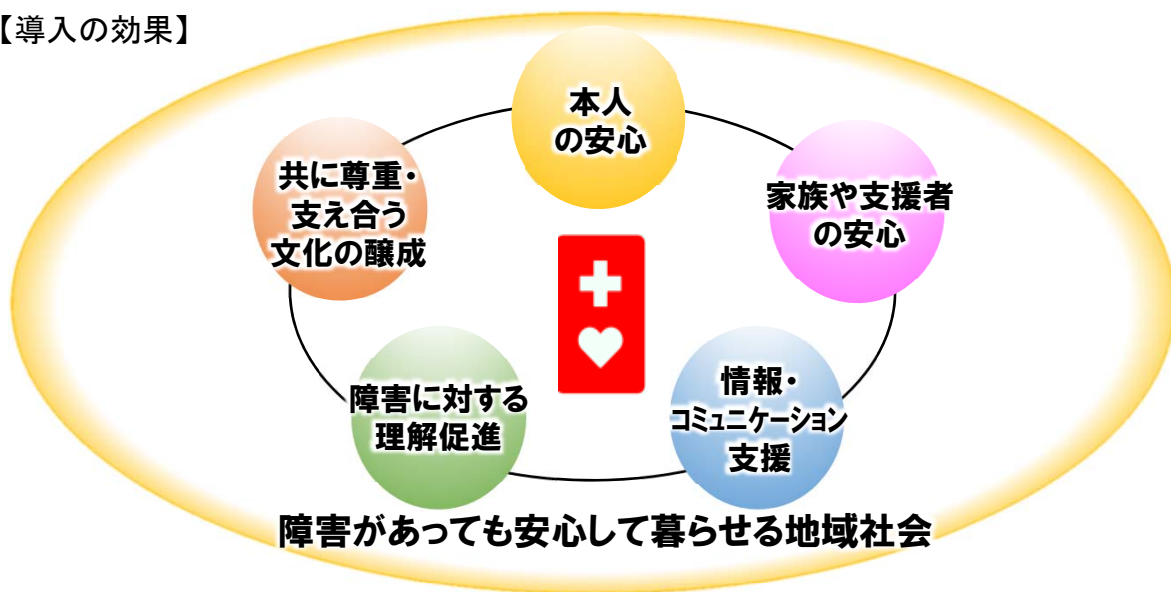
- ▽内部障害や難病など、外見からはわかりにくい  
困難を抱える人への配慮や支援を促すもの
- ▽H24.10に東京都が導入し、19都道府県で導入済み
- ▽H29.7月にJIS化され、今後一層普及・認知度向上が  
図られる見込み



### (2) 本県の取組

- ▽障害等に対する理解・関心の醸成のため、新たな「みやぎ障害者プラン」の  
重点施策「障害を理由とする差別の解消」に導入を明記
- ▽H30当初予算に関連経費を500万円計上し、普及イベントの開催と併せ、  
本年12月の障害者週間に配布予定

【導入の効果】



## 2 今後の予定

作成	○コストや製造方法から、現在は県外企業一社が独占製造・販売。 県内就労支援事業所等へ何らかの発注ができないか調整
配布対象	○希望者全員に配布予定(障害者手帳の開示等は求めない)
配布方法等	○郵送は原則行わず、窓口での配布を想定。 ○配布窓口は県(地方機関含む)のほか、市町村へも協力を依頼
普及啓発	○11月に普及啓発イベント(シンポジウム等)を開催予定 ○ポスター等の作成・配布に加え、民間企業、学校等への 周知活動を予定 ○交通事業者や関係団体への働きかけも併せて実施



## 1. 心のケアの取り組み

## (1) 事業内容

- ◇ 心のケアセンター運営事業(みやぎ心のケアセンター運営・東北大学大学院医学系研究科予防医学寄附講座)
- ◇ 被災地精神保健対策事業(精神障害者アウトリーチ推進事業(震災対応型)・仙台への補助等)

## (2) 震災復興計画における実施期間

- ◇ 平成23年度～平成32年度

## (3) みやぎ心のケアセンター 平成23年12月1日設置

- 1) 運営法人: 公益社団法人 宮城県精神保健福祉協会
- 2) 体制: 基幹センター1か所 地域センター2か所 (石巻市, 気仙沼市)
- 3) 職員数: 61名 うち常勤45名, 非常勤16名 (平成30年4月1日現在)
- 4) 職種: 精神科医, 精神保健福祉士, 心理職, 保健師, 看護師等
- 5) 活動内容: 地域住民支援, 普及啓発, 支援者支援, 人材育成, 研修事業等

## 2. 心のケアの課題

## (1) 宮城県の健康調査では、心の問題を抱える被災者は高い割合で存在

単位: %

	H24		H25		H26		H27		H28			
	応急	民貸	応急	民貸	応急	民貸	応急	民貸	災害公営	災害公営		
K6/13点以上	9.5	8.0	8.3	6.8	8.2	6.7	7.5	6.1	8.6	7.0	5.9	7.5
不眠	15.3	11.7	16.0	12.1	16.9	12.0	16.1	11.8	15.8	14.4	11.1	16.1
朝・昼から飲酒	1.8	1.8	2.2	2.1	2.1	2.1	1.9	2.4	2.7	1.8	2.1	2.4

- \* 宮城県及び市町村の共同実施で、①応急仮設住宅(プレハブ)の入居者②県内に所在する民間賃貸借上住宅等入居者③災害公営住宅 入居者を対象に健康状況と要フォロー者の把握のための調査
- \* K6は、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された調査で、心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す。K6/13点以上:「支援が必要な程度の強い心理的苦痛を感じている」とされる割合
- \* 参考:平成22年の国民生活基礎調査では、K6/13点以上が5.2%(20歳以上、不詳除く)

## (2) 精神疾患患者数の急増

- ・ 精神疾患患者数(H20年からH26年の伸び率)  
**宮城県 1.9倍 全国 1.2倍**  
平成20年 47千人  
平成26年 91千人 患者調査の推計値(厚生労働省)

## (3) 高い自殺率/なくならない震災関連自殺者

【平成28年 自殺死亡率(人口動態統計)】

	死亡率	順位
宮城県	18.0	16/47

【震災関連自殺者数(厚生労働省自殺対策推進室)】

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
23人	3人	10人	4人	1人	8人	5人

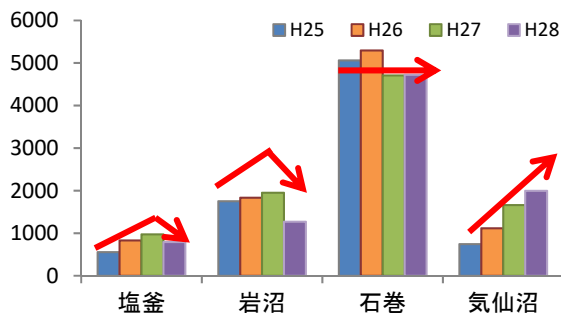
\* H23年は6～12月の震災関連自殺者数

## 3. 心のケアの支援ニーズ

## (1) 心のケアセンターへの相談ニーズは横ばい

- ・特に石巻・気仙沼のニーズが減らない

【心のケアセンター等の相談支援件数】



## (2) 平成33年度以降への支援継続に強い要望あり

【心のケアの取組の継続時期(市町数)】

既に通常対応	H30～32	H33～37	長期
3	3	6	2

- ・甚大な被害のあった市町では平成33年度以降も継続した取組が必要と回答あり
- ・石巻・気仙沼圏域の市町は専門職の確保が難しく、継続的な心のケアセンターからの職員派遣が強く要望されている

## (3) 支援者への支援が求められる

- ・困難事例に対するスーパーバイズ等支援
- ・震災後に採用した職員の育成に手が回らない市町

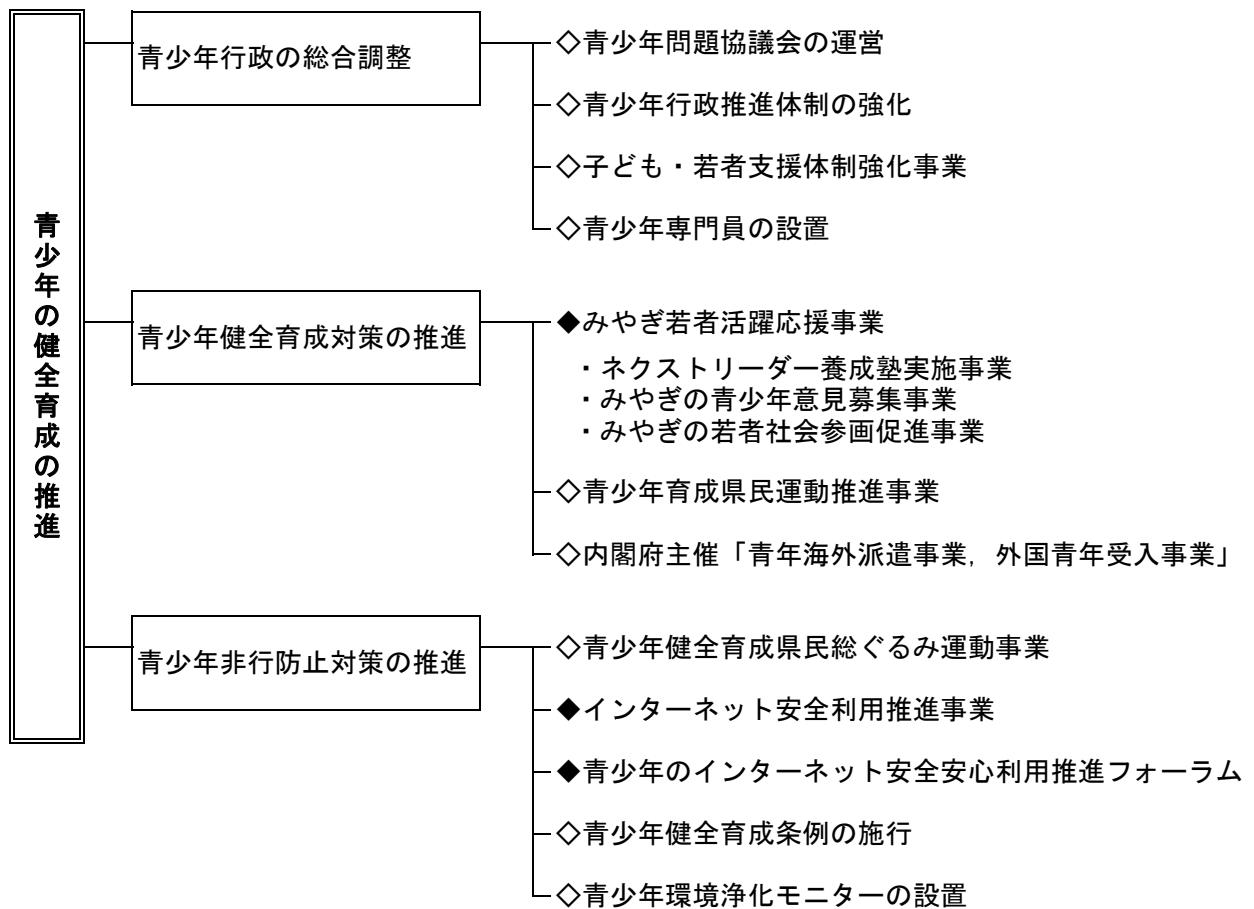
## 4. 今後の方向性と平成30年度の取組

➡ **平成33年度以降も「心のケアセンターの機能を継続する」方針**

- 被災地域の現状や課題を再調査し、被災市町、保健所、精神保健福祉センター、心のケアセンター等とともに、平成33年度以降の心のケア対策のあり方を協議
- 平成33年度以降の心のケア対策に係る財源の確保を、引き続き、国に強く要望



## 平成30年度 青少年行政の施策体系



# 平成30年度 共同参画社会推進課 青少年健全育成施策等

## 1 みやぎ若者活躍応援事業

東日本大震災後の宮城の次代を担うリーダーを育成するとともに、県政の課題等について意見表明の機会を提供するなど、青少年の育成並びに青少年の社会参画を推進する。

### 〔事業概要〕

#### (1) ネクストリーダー養成塾事業

知事や各界で活躍されている講師の講話、同年代の参加者とのグループワーク等を通して、将来の夢や目標について考える機会を中学生に提供する。

- ・ 期 日：平成30年8月3日（金）～8月5日（日） 2泊3日
- ・ 対象者：県内在住中学生40名程度
- ・ 会 場：宮城県庁及び東北自治総合研修センター

#### (2) みやぎの青少年意見募集事業

青少年を「青少年政策モニター」として募集・登録し、県の政策課題等についての意見表明の機会を提供する。

- ・ 対象者：ネクストリーダー養成塾の卒塾生を始めとする県内在住の中学1年生から29歳までの青少年50名程度
- ・ 内 容：県政課題等に対する意見をインターネットで報告をしてもらうほか、県の担当職員との意見交換会及び副知事との懇談会を開催。

#### (3) みやぎの若者社会参画促進事業

ネクストリーダー養成塾の卒塾生を始めとする県内の高校生、大学生等に対し、NPO法人の主催事業等への広報活動を行い、社会貢献活動のマッチングの機会を周知し、若者の地域社会での活躍を推進する。

## 2 インターネット安全利用推進関係事業

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がネットトラブルに巻き込まれるリスクが増大していることから、青少年や保護者の知識や意識向上等を目的に、インターネット安全安心利用に係るフォーラムの開催や啓発パンフレットの配布、出前講座の実施等を行う。

### 〔事業概要〕

#### (1) インターネット安全安心利用推進フォーラムの開催

保護者、教職員及び地域で青少年健全育成活動に従事する方等を対象とした基調講演等（開催時期、場所：未定）

#### (2) インターネット安全利用啓発パンフレットの作成・配布（25,000枚）

青少年の犯罪被害防止やネットいじめ防止、スマートフォン等の適切な利用方法などを学ぶための啓発パンフレットを、毎年、県内の新中学1年生全員に配布。（平成27年度に県内の中高生全員に配布。以降、毎年新中学1年生に配布。）

#### (3) 出前講座（インターネット安全講話）の開催

学校やPTA等の団体の要請により実施（H29年度実績16回）



# ネクストリーダー養成塾 参加者大募集！！



## ネクストリーダー

### 養成塾とは？

宮城県の次代を担う人材を育てるため、村井知事や各界の第一線で活躍されている方々の講話、同年代の仲間たちとのグループワークなどを通して、将来の夢や目標について考えを深める機会を提供するものです。

参加者を募集します！！  
夢や目標について、仲間達と楽しみながら考えよう！！

## 主なプログラム紹介

### 宮城県知事講話

宮城県知事から、知事の考えるリーダーシップについての講話や参加者へのメッセージなどがあります。また、知事との記念撮影を行います。

### 第一人者による講話

各界で活躍する第一人者の方々から講話をいただき、将来の夢や目標について考えを深めます。

#### 【講師】

- ◆津軽三味線奏者（みやぎ絆大使） 浅野 祥 氏
- ◆一般社団法人まるオフィス代表理事 加藤拓馬 氏  
～復興まちづくりを手がける若き担い手～
- ◆東北大学サイエンス・エンジェル  
～自然科学系の女子大学院生～
- ◆株式会社セッションナブル代表取締役 梶屋陽介 氏  
～こだわりの高級国産ギターを生産、世界へ進出～

### グループワーク

アドバイザーの進行のもと、参加者同士でワークショップを行い、リーダーにとって必要なものや、夢や目標の実現のために自分はこれからどのように行動すべきかを考えます。



講師として  
津軽三味線奏者（みやぎ絆大使）の  
浅野祥様にお越しいたします！！

### -各講師演題-

#### 浅野 祥氏

「チャンスをつかめ！～夢を叶える魔法～」

#### 加藤拓馬氏

「出会いと出会いをつなぐ」

#### 東北大学サイエンス・エンジェル

「リケジョの研究生活って？」

～自然科学の魅力を伝える～

#### 梶屋陽介氏

「成し遂げるために挑戦すること」

## 実施内容

主催：宮城県ネクストリーダー養成塾実行委員会

※構成機関

宮城県、宮城県教育委員会、宮城県商工会議所連合会、  
株式会社河北新報社、青少年のための宮城県民会議

※後援

仙台市教育委員会、宮城県PTA連合会、仙台市PTA協議会

日時：平成30年8月3日（金）～5日（日）2泊3日

会場：宮城県庁および東北自治総合研修センター（富谷市）

※県庁に集合してから会場へ向かいます。

対象：県内の中学生1年生～3年生40名（予定）

参加料：8,500円（予定）（食費、宿泊費、保険料含む。）

## 申し込み方法

- 宮城県ネクストリーダー養成塾実行委員会ホームページに掲載している所定の用紙に必要事項を記入し、平成30年6月5日（火）（必着）までに課題作文と併せて事務局まで郵送してください。  
なお、ホームページを閲覧できない場合は、事務局まで御連絡いただければ申込用紙等を郵送いたします。

宮城県ネクストリーダー養成塾



検索！

- 課題作文テーマ

「①ネクストリーダー養成塾に参加しようと思ったきっかけ、  
②将来の夢や目標、③それらを実現するためにチャレンジしていきたいこと、以上3点を400字詰め原稿用紙2～3枚でまとめてください。」

- 応募者数が定員を超えた場合は、課題作文により選考を行います。
- 選考結果については、後日通知いたします。

## 青少年政策モニターも募集中！

宮城県の政策課題などについて興味のある方、あなたの声を直接県に伝えてみませんか？興味のある方のご登録もお待ちしています！

みやぎの青少年政策モニター



## 参加者の声

- リーダーに必要なことを学び、夢を考える良い機会となりました！
- 他校・他学年の人との交流で、考え方の視野が広がりました！

## ■お問い合わせ・申込先

宮城県ネクストリーダー養成塾実行委員会事務局  
〒980-8570  
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
（宮城県共同参画社会推進課内）

メール:seisyo9@pref.miyagi.lg.jp  
TEL:022-211-2577  
FAX:022-211-2392